

事務連絡
令和2年3月6日

介護サービス事業所各位

今治市健康福祉部高齢介護課

新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求（3月提出分
及び4月提出分）の取扱いについて

平素より、本市介護保険事業の運営に関しまして、御協力賜り厚く御礼申し上げます。

このことにつきまして、新型コロナウイルス感染症の対応等の影響により報酬請求の事務作業の遅れが想定されることから、下記のとおり取り扱いを整理した旨、厚生労働省より事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

記

○ 請求期日に間に合わない介護サービス事業所等への対応

本年2月サービス提供分（3月提出分）及び3月サービス提供分（4月提出分）に係る請求明細書の国保連への提出期限について、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ない事情がある場合については、通常の請求期日（サービス提供の翌月10日）後に請求することが可能である。このような場合においては、請求期日までに事業所所在の国保連に届け出ること。